別紙

伊予市一時預かり事業一般型業務仕様書

１　業 務 名　伊予市一時預かり事業一般型業務

２　利用定員　６人

３　預かり対象子ども

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢区分 | 住居区分 | その他要件 |
| 出生後満６か月から小学校就学前までの子ども | 伊予市に住所を有する | 特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設、新制度未移行幼稚園を利用していないこと。 |
| 伊予市に住所を有しない | 次のいずれかの事由により伊予市に一時的に滞在する場合 |
| 　①　保護者が里帰り出産をする場合 |
| 　②　児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に定める児童虐待により保護が必要と認められる場合 |
| 　③　子どもの保護者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関す法律（平成13年法律第31号）第１条に定める被害者に該当する場合 |
| 　④　その他市長が特に必要と認める場合 |

４　開所日時　月曜日から土曜日　７時00分から18時00分まで

　　　　　　　ただし、開所日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）又は年末年始（12月29日からに当たる場合は、閉所とする。

５　業務内容

　　本業務の実施にあっては、一時預かり事業の実施について（平成27年７月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号）別紙　一時預かり事業実施要綱（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

　⑴　利用説明

　　・初回登録者に施設の利用説明、面談を行うこと。

　⑵　利用予約受付

　　・利用日予定日の２週間前から、電話又は施設窓口で受付けること。

　⑶　一時預かりの実施

　　・保育の実施にあっては、「保育所保育指針（平成29年３月31日号外厚生労働省告示第117号）」に基づいた保育の提供を行うとともに、一時預かり事業における子どもの集団構成は通常の保育と異なることを踏まえ、一人ひとりの児童の心身の状態、保育場面への適応状況などを考慮し、保育中の事故や怪我に十分配慮した保育の提供を行うこと。

　⑷　利用料徴収

　　・利用に応じた利用料の徴収を代行して行うこと。

　　・徴収した利用料は、伊予市の定める期日までに、納付書にて納付すること。

　⑸　事業に係る事務に関すること。

　　・伊予市一時預かり事業実施要綱（令和３年３月５日伊予市告示第19号）に定める事務を行うこと。

６　事業の実施基準

　　次に掲げる各号の基準を満たすこと。

　⑴　実施場所

　　　一時預かり事業実施要綱４⑴①に定める保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所かつ一定の利用が見込まれる場所で事業を実施すること。

　⑵　設備基準

　　　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第１号イ、ニ及びホに定める設備基準を遵守すること。

　⑶　職員配置基準

　　①　開所時間において、事業に専ら従事する保育従事者を２人以上配置し、そのうち保育士を２分の１以上配置すること。

　　②　保育従事者は、規則第36条の35第１号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて配置すること。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、６⑶①の規定に関わらず、保育士が１人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士１人にすることができる。

　　③　保育士以外の保育従事者の配置は、一時預かり事業実施要綱４⑴⑤ア又はイに定める研修を修了した者とすること。ただし、一時預かり事業実施要綱４⑴⑤イに定める研修にあっては、令和５年３月31日までに研修を修了する者とする。